第 5332 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年10月20日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 三世代同居促進税制

Q：三世代同居促進税制なるものが、税制改正の要望としてあげられているとか。どんな内容のものなのですか？

A：所得税及び相続税において優遇措置を認めるというものです。

【解説】

内閣府は、平成28年度の税制改正において、安心して子どもを育てられる環境を整備する手段として、三世代同居を促進するための次のような税制上の軽減措置を要望しています。

【所得税】

三世代同居を目的とする自宅の改修(キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設など)を行った場合で、次の要件を満たすときは、工事費用の年末ローン残高の５％を所得税額から５年間控除(ローン減税)する。

①住宅の所有者を含め、三世代が現にそこに居住していること

②同居する住宅の所有者の子又は孫が、同居開始時点において中学生以下であること

【相続税】

相続開始時点で被相続人と同居しており、かつ、同居期間が３年以上である推定相続人が被相続人の所有する居住用宅地を相続により取得した場合で、次の要件を満たすときは、小規模宅地の減額割合を90%とする。

①生前同居親族に被相続人の孫がいること

②生前同居親族の子が被相続人とその宅地に３年以上同居していること

③同居開始時点において生前同居親族の子が中学生以下であること